

平成30年11月14日
沖 縄 防 衛 局

お 知 ら せ

当局では、平成27年9月30日に返還されたトリイ通信施設一部返還地内（飛び地）における支障除去措置の一環として、土壤汚染調査を実施しました。その調査結果及び汚染土壤の処理方針について、下記のとおりお知らせします。

記

1 調査内容

調査期間：（北側）平成29年3月～平成29年11月

（南側）平成29年7月～平成30年2月

- ・返還地を61の調査区画（1区画30m×30m）に区分し、調査を実施。
- ・本調査は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関が実施。
- ・調査対象項目及び分析方法：

(1) 土壤汚染対策法に規定された特定有害物質

ア 第一種特定有害物質（12物質）：環境省告示第16号（土壤ガス調査）

イ 第二種特定有害物質（9物質）：環境省告示第18号（土壤溶出量試験）
環境省告示第19号（土壤含有量試験）

ウ 第三種特定有害物質（5物質）：環境省告示第18号（土壤溶出量試験）

(2) 油臭・油分

ア 油臭：油汚染対策ガイドラインに示される方法（6段階）

イ 油分（ノルマルヘキサン抽出物質）：環境省告示第64号（重量法）

2 調査の結果について

(1) 土壤汚染対策法に規定された特定有害物質

- ・全61調査区画のうち全ての調査区画で基準に適合。

(2) 油臭・油分

ア 油臭は、すべての調査区画で確認されていない。

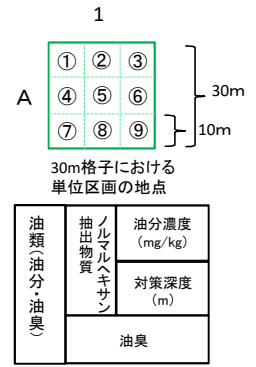
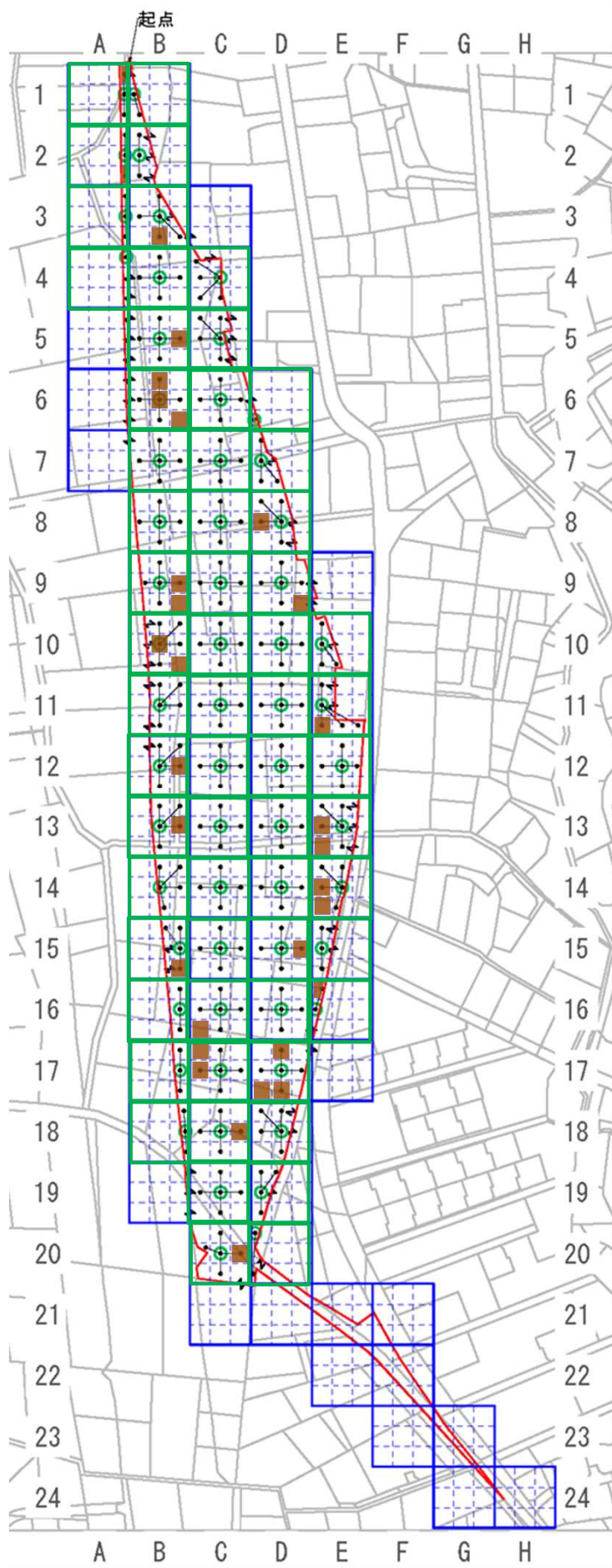
イ 油分（調査上の参考基準値500mg/kg）が確認された調査区画で詳細調査を行い参考基準値を超過する範囲31カ所（1カ所10m×10m）を特定。

※ 油については、土壤汚染対策法などで規定されている有害物質ではないため、法律等に油分の基準値はありません。今回の調査に当たっては、過去の汚染対策事例を参考にした値（油分500mg/kg）を判断基準として設定しました。

3 汚染土壤の処理方針

調査において、油分が参考基準値を超過した土壤については、支障除去期間内に、掘削除去により処理します。なお、工事に際しては、周辺への拡散防止に十分配慮のうえ実施します。

トリイ通信施設(飛び地) 土壤汚染調査結果(油分)



調査地点	油分濃度 (mg/kg)	対策深度 (m)	油臭
A1-3	640	1.0	0
A2-9	710	1.0	0
B3-8	510	1.0	0
B5-6	610	0.5	0
B6-2,5,9	② 1500 ⑤ 510 ⑨ 780	② 0.5 ⑤ 0.5 ⑨ 0.5	0
D8-4	670	0.5	0
B9-6,9	⑥ 600 ⑨ 1100	⑥ 0.75 ⑨ 0.5	0
D9-9	1200	0.5	0
B10-5,9	⑤ 840 ⑨ 670	⑤ 0.5 ⑨ 0.5	0
E11-7	780	0.5	0
B12-6	1400	0.5	0
B13-6	580	1.0	0
E13-4,7	④ 560 ⑦ 1400	④ 1.0 ⑦ 1.0	0
E14-4,7	④ 910 ⑦ 970	④ 0.5 ⑦ 0.5	0
B15-9	620	0.5	0
D15-6	950	1.0	0
C16-7	1900	1.0	0
E16-1	4500	0.5	0
C17-1,4	① 700 ④ 1600	① 0.5 ④ 0.5	0
D17-2,7,8	② 1800 ⑦ 640 ⑧ 650	② 0.5 ⑦ 0.5 ⑧ 0.5	0
C18-6	950	1.0	0
C20-6	28000	0.5	0